

湘南ローンテニスクラブ規約

第一章 総則

第1条 名称

本クラブは「湘南ローンテニスクラブ」(以下、本クラブという)と称する。

第2条 運営

本クラブの運営は、ショコ産業株式会社(以下、会社という)が行なう。

第3条 目的

本クラブは会社がテニスを通じて会員の健康の維持増進をはかるとともに、会員相互の親睦並びにテニスの普及発展をはかることを目的として開設するものである。

第二章 会員

第4条 会員の種類

本クラブの会員は下記の種類とする。但し、会社はその種類の増減を定めることができるとともに、各会員の扱いに関する詳細は別途会社の定めたところによる。

- 正会員 (クラブ営業時間内いつでもプレーできる)
 - 家族会員 (正会員の家族[二親等以内]で同一生計を営む者に限る。コート利用は正会員と同じ)
※短期会員の場合、家族である正会員と同期間で契約しなければならない
 - 平日会員 (コート利用は日曜・祝日、及び土曜日の午後を除く)
 - ホリデー会員 (祝日および土日でプレーできる)
 - 曜日別会員 (指定した曜日のうち一日の営業時間内でプレーできる)
 - グループ会員、ペア会員(複数名1口での契約)
- *各会員利用期限は1・2・5年間とする。但し、ホ、ハ会員は1年間とする。

第5条 入会

入会を希望する者は、本規約及び会社の定めた細則等を承認の上、入会申込書に記入し、行事委員会並びに会社の承認を得たのち、所定の入会金、会費を納入しなければならない。

第6条 入会金

- 入会金の額は会社が別に定める。
- 既納の入会金は理由の如何及び在籍期間の長短にかかわらず返還しない。

第7条 入会保証金(一般会員[永久会員]のみ適用*新規募集無し)

- 入会保証金の額は会社が別に定める。
- 入会保証金は、入会時より5年間を据え置いた後、会員が会員資格を喪失した時、入会保証金預り証と引換えに無利息にて返還するものとする。但し、除名の場合には、入会保証金は返還しないものとする。

第8条 会費

- 会費は、別に会社が定めた金額とし、会費の納入は、原則として、会員の預金口座から毎月1日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に当月分及び当月分に賦課されるべき消費税等の税金を加算した金額を振替納入する方法にて支払うものとする。
- 会費は、物価等の上昇、その他会社の都合により、各会員の会期内においても改訂されることがあり、その場合、会員は同改訂した会費を支払うものとする。

第9条 休会

会員が長期(1年以上)にわたる病気・転勤等の事情により、クラブを利用出来ない場合は、所定の手続きを経て、会費月額1/3を納めて休会とし、会員の資格を継続する事ができる。但し、当該月の1ヶ月前までに申し出て、会社の承認を受けるものとする。
尚、短期会員は2年、5年の方に限る。

第10条 退会

会員は退会する場合、退会月の1ヶ月前までに所定の退会届を提出しなければならない。

第11条 除名

会員が次の各項の一つに該当する時は、会社は会員の資格を一時停止し、または除名することができる。

- 本クラブの規約及びその他の諸規則に反したとき。
- 本クラブの名誉を毀損し、または本クラブ内、会員間の秩序を乱したとき。
- 本クラブへの諸支払を滞納し同滞納額が会費の3ヶ月分に達したとき。
- その他、会社が会員としてふさわしくないと認定したとき。

第12条 資格喪失

会員は次の場合に、会員資格を喪失する。

- 退会したとき。
- 死亡したとき。
- 除名されたとき。
- 第17条に定める本クラブの閉鎖のとき。

第13条 ビジター

会員は会員以外の者を4名以内に限りビジターとして同伴することが出来る。但し、前日までに本クラブに連絡をし、本クラブが承認した日時及び者に限る。この場合ビジターの行為については、同伴した会員において全責任を負うものとする。

第14条 行事委員会

本クラブに会長が指名して委嘱する行事委員を若干名置くことが出来る。行事委員の任期は2年とし、再任は妨げない。行事委員は会長の諮問に必ずることによって本クラブの各種行事の立案、運営に寄与するものとする。

第三章 施設

第15条 使用の制限

会社は競技会・スクール等の行事、または本クラブの管理、若しくは、その他必要と認められる場合に、一定期間本クラブの施設の全部、または一部の使用を制限することができる。

第16条 クラブの休日

クラブの休日は毎週火曜日とする。但し当日が祭日に当たる場合はこの限りではない。また、会社は会員に事前に連絡することにより、年末年始その他必要により数日間、クラブを休場することができる。

第17条 閉鎖

- 会社はその事情または天災地変により本クラブの継続が困難であると判断した場合、会員との間の入会契約を解除し、本クラブを閉鎖することができる。
- 会社は本クラブを閉鎖しようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除き、原則としてその6ヶ月前までに会員に予告してこれを行なう。
- 会員は本クラブの閉鎖に対して、何らの異議申し立てをすることはできない。

第18条 施設管理

会社は本クラブの施設内において、会員或いはビジターに人身事故が発生した場合、この事故発生原因が本クラブの維持管理の瑕疵によった場合以外は、一切責任を負わないものとする。

第四章 附則

第19条 発効

本規約は平成27年4月1日より効力を生ずる。

第20条 変更

本規約は会社がこれを変更することができる。

第21条 定めのない事項

会社は本規約に定めのない事項について必要と認めるときは、所定の事項を定めることができる。